

## 公募型プロポーザル方式（技術者評価型）に係る手続開始の掲示について

次のとおり技術提案書の提出を公募します。

この公募型プロポーザル方式（技術者評価型）にかかる手続きは、当掲示によるほか長野県公募型プロポーザル方式（技術者評価型）試行要領（平成 14 年 9 月 25 日付け 14 監技第 260 号）及び長野県公募型プロポーザル方式試行に係る情報の取り扱い要領（平成 15 年 1 月 29 日付け 14 監技第 412 号）に示すとおりです。

### 1 業務の概要

(1) 業務名 平成 28 年度防災・安全交付金（情報基盤総合整備）事業に伴う雨量等防災情報提供システム構築業務

(2) 業務の目的

土砂災害防止法が一部改正（平成 27 年 1 月施行）され、円滑な避難勧告等の発令に資する情報の提供として、土砂災害警戒情報が新たに法律上に明記されるとともに、併せて土砂災害対策基本指針も変更された。

この法改正等において、都道府県は市町村長が避難勧告等を的確に発令できるよう、避難勧告等の対象地域の判断に資するために、きめ細かで、分かりやすい防災情報の提供が必要となった。

また、長野県の雨量等防災情報提供システムについては、運用開始から 5 年経過したことで、機器の老朽化により維持管理費の増加が課題となっている。

これらのことを踏まえ、平成 27 年度に検討された雨量等防災情報提供システム機能強化基本設計に基づき、新たな防災情報提供システムの構築および運用を行うことを本業務の目的とする。

(3) 業務内容

別途提示する「要求仕様書」により定義される仕様要件を満たすシステムの開発を行う。

1) 雨量等防災情報提供システムの構築

- ① システムの機能および機器の詳細仕様の検討
  - ② 外部システムとの接続に関する詳細仕様の検討
  - ③ 防災情報提供機能の強化（一般向け、市町村支援向け）に関する詳細内容の検討
- 上記項目について検討を行い、その結果を踏まえシステムの構築を行う。

2) 雨量等防災情報提供システムの運用

構築したシステムの運用を行う。

システムの運用開始は平成 30 年 4 月とし、運用期間を平成 35 年 3 月 31 日迄とする。

（構築時の切り替え・データ以降等に係る費用等は構築費用に見込むものとする。）

(4) 技術提案を求める具体的内容

別途提示する「要求仕様書」による。

1) 企画提案の的確性

- ① 提案のコンセプトについて（システムの全体概要、特徴等）
- ② 事業計画について（開発、運用スケジュール、納期順守の対応等）

## 2) 企画提案の個別審査

- ① システムの拡張性、付加機能に関する提案（将来的な拡張等を見据えたシステム性能等）
- ② システムの利用のしやすさと情報提供に関する提案（WEBサイト構成、操作性、電子メール・携帯サイトとの連携について利用者にわかりやすく有効な情報を適切に提供等）
- ③ システム信頼性、安定性及びメンテナンスに関する提案（品質確保、運用時サポート体制、軽微な修正、サービス品質保証等）
- ④ 市町村支援に関する提案（市町村がより早期の警戒避難に活用できるような情報提供等）

(5) 履行期限 平成 30 年 3 月 31 日

## (6) 業務実施上の要件

- ① システム監査技術者、システムアナリスト、IT サービスマネージャ等の情報処理技術者資格又は同等の技術力及び、類似の業務のシステム化について十分な実績を有し、作成される成果品への責任を担保できる者。
- ② 本業務の遂行に必要な県の保有する資料については、可能な限りこれを貸与する。

## (7) 成果品

報告書 2 部

（報告書には詳細設計書、ハードウェア及びソフトウェアの一覧・構成図、ネットワーク構成図、他システム連携説明書、協議記録、業務計画書等を含める）

## 2 技術提案書の提出者に必要とされる要件

- 1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項又は財務規則（昭和 42 年長野県規則第 2 号。以下「規則」という。）第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- 2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和 59 年長野県告示第 60 号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分が A に格付けされている者であること。
- 3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 25 日付け 22 管第 285 号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- 4) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- 5) 国又は都道府県の土砂災害情報を含む防災情報提供システムの構築業務を履行した実績を有する者

## 3 参加表明書の作成・提出に係る事項

### (1) 参加表明書の作成様式

様式 2 号による。

### (2) 参加要件資料の作成様式

様式 3 号による。

### (3) 参加要件資料記載上の留意事項

#### ① 登録状況

長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格の登録状況を記載すること。

②保有する技術職員の状況（専門分野職員の状況）

- ・専門分野は、業務内容に応じて必要と思われる分野を適宜設定すること。
- ・1人の職員が複数の専門分野に従事する場合は、主たる専門分野のみに記載し、重複記入をしないこと。

③同種または類似の業務の実績

- ・会社としての実績とする。
- ・実績は掲示の日までに完成した業務を対象とする。
- ・「業務実施にあたり特に配慮した技術的事項」については、掲示した対象業務において求めている技術的事項を記載すること。

④当該業務の実施体制

- ・配置予定の管理技術者について記載すること。
- ・再委託又は技術協力等の予定がある場合は記載すること。

⑤入札参加資格の登録状況、保有する技術職員の状況、同種または類似の実績については、これを証する契約書、登録通知及び資格者証等の写しを添付すること。

⑥提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 担当事務所・問い合わせ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

長野県建設部砂防課調査管理係

TEL 026-235-7316

FAX 026-233-4029

E-mail [sabo@pref.nagano.lg.jp](mailto:sabo@pref.nagano.lg.jp)

(5) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

- ① 提出期限 平成29年2月13日（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで）
- ② 提出場所 3（4）に同じ。
- ③ 提出方法 持参または郵送とする。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3（4）の担当者に確認すること。

ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限り。

(6) 技術提案書の提出者を選定するための基準

技術提案書の提出者は、次の基準に基づいて選定される。

審査項目	審査事項	審査の視点
1 登録状況	・長野県の入札に参加する者の資格別表「その他契約」の欄の等級区分がAに格付けされているか	・登録されているか
2 技術職員の状況（専門分野別）	・専門分野の技術職員の在籍状況	・業務に必要な分野の技術職員がいるか
3 同種又は類似の業務の実績(会社)	・同種又は類似業務の内容	・同種又は類似業務の実績があるか
4 配置予定の管理技術者		・配置予定技術者が適切か
5 再委託又は技術協力の予定	・再委託の内容	・再委託する業務の内容は適正か（当該業務の主要部分を再委託することにならないか） ・再委託先の選択は適正か

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術協力の内容</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術協力を求める業務の内容は適正か（最先端の技術であるなど、技術協力を求めることに妥当性はあるか）</li> <li>・技術協力を求める先の選定は適切か</li> </ul>
--	--	---

なお、技術提案書提出選定者の業者名は、契約締結後、公表するものとします。

(7) 非該当理由に関する事項

- 1) 参加表明書を提出した者のうち技術提案書の提出者として該当しなかった者に対しては、該当しなかった旨及びその理由（非該当理由）を書面により通知する。
- 2) 上記1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に、書面により、砂防課長に対して非該当理由についての説明を求めることができる。
- 3) 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に、書面により回答する。
- 4) 非該当理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法
  - ① 受付場所 3(4)に同じ。
  - ② 受付時間 午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び休日は除く。）
  - ③ 受付方法 原則として電子メールによる。なお、到達したことを電話で3(4)の担当係に確認すること。また、請求は書面ファイル（A4版・書式任意）とし、回答を受ける担当者及び電話番号、電子メールアドレスを併記すること。
  - ④ 回答方法 原則として電子メールによる。

(8) その他の留意事項

- ① 技術提案書提出の非該当者以外の者への通知は行いません。
- ② 参加表明書の提出をした業者名（参加要件資料審査結果表）は、契約締結後、公表するものとします。

4 技術提案書の作成・提出に係る事項

(1) 技術提案書の作成様式

様式7号による。

(2) 技術資料の作成様式

様式8号による。

(3) 技術提案書記載上の留意事項

- ① 書類作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- ② 配置予定の技術者の資格等については、これを証する資格者証等の写しを添付すること。
- ③ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 不明の点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- ① 受付場所 3(4)に同じ。
- ② 受付時間 平成29年2月13日（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで）
- ③ 受付方法 FAXまたはメールとする。
- ④ 回答方法 ・企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開とするが、質問者に対してはFAX又はメールにより回答する。

- ・発注者が求める企画提案項目に係る質問及び技術提案書の提出等の事務手続きに係る一般的な質問の場合は、長野県ホームページにて公表する。

(5) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

- ① 提出期限 平成 29 年 2 月 23 日（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前 9 時から午後 5 時まで）
- ② 提出場所 3（4）に同じ。
- ③ 提出部数 1 部
- ④ 提出方法 持参または郵送とする。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で 3（4）の担当者に確認すること。  
ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限り。

(6) 技術提案書のヒアリングに関する事項

- ① ヒアリング予定日 平成 29 年 3 月 3 日（金）（変更する場合がある。）
- ② ヒアリング場所等 未 定  
各社 35 分程度（説明 30 分、質疑 5 分）を予定。（提案者数により変更する場合がある。）
- ③ ヒアリング説明者 管理技術者が説明することとする。

(7) 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書は、別途提示する「評価基準」により特定する。

なお、技術提案書審査結果表は、契約締結後、公表するものとする。（但し、業者名は特定した業者名のみ公表）

(8) 特定者への通知に関する事項

特定した者に対して、砂防課長から特定した旨を通知し、随意契約を行う。

(9) 非特定理由に関する事項

- 1) 技術提案書を提出した者のうち技術提案書を特定しなかった者に対しては、特定しなかった旨及び特定しなかった理由（以下「非特定理由」という。）を書面により通知する。
- 2) 上記 1) の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 10 日（休日を含まない。）以内に、書面により、砂防課長に対して非特定理由についての説明を求められることができる。
- 3) 非特定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して 10 日（休日を含まない。）以内に、書面により回答する。
- 4) 非特定理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法
  - ① 受付場所 3（4）に同じ。
  - ② 受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで（土曜日、日曜日及び休日は除く。）
  - ③ 受付方法 原則として電子メールによる。なお、到達したことを電話で 3（4）の担当係に確認すること。また、請求は書面ファイル（A4 版・書式任意）とし、回答を受ける担当者及び電話番号、電子メールアドレスを併記すること。
  - ④ 回答方法 原則として電子メールによる。

(10) 業務予算額 様式 7 のとおり。

(11) その他の留意事項

- ① 提出された技術提案書は、返却いたしません。
- ② 技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ③ 提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外には提出者に無断で使用しません。
- ④ 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。
- ⑤ 技術提案書を提出した者のうち技術提案書を特定しなかった者に対して、特定しなかった旨及び特定しなかった理由（以下「非特定理由」という。）を書面により通知します。
- ⑥ 上記の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日（長野県の休日を定める条例（平成元年条例第5号）第1条に規定する県の休日（以下休日という。）を含まない。）以内に、書面により砂防課長に対して非特定理由についての説明を求めることができます。
- ⑦ 非特定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に、書面により回答します。
- ⑧ 特別な定めがある場合以外を除き、書類作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとします。

5 その他

(1) 契約書作成の要否

県は特定者と協議の上、契約書及び仕様書を作成する。特定者は別途定める期日までに、企画提案に基づく業務仕様書を提出しなければならない。

(2) 契約する範囲

随意契約にあたり、県は、特定者の見積書を基準に業務を行う範囲を決定する。

(3) 業務の中止

本プロポーザルを実施した結果、特定者を決定することなく事業を中止する場合がある。また、特定者を決定した後も、業務を行う範囲に係る協議を行った結果、特定者と契約を締結せず事業を中止する場合がある。

(4) 関連情報を入手するための窓口

3（4）に同じ。

(5) 必要に応じて参加表明書に関するヒアリングを行う場合があります。

(6) 提出期限以降における技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。技術提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することが出来ます。

(7) 参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定の技術者は、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除き、変更することはできない。なお、技術提案書が特定された旨の通知を受けた後に配置予定の技術者を変更しようとする場合には、発注者と協議の上、技術者を特定するものとする。